

被災建築物の応急対策活動の協力に関する協定の概要

富山市建築指導課

これまで全国各地で実施した応急危険度判定等の支援を通して、地震発生直後の避難所開設に向けた初動対応の遅延や人員不足といった事態を経験し、先般の東日本大震災や熊本地震においても同様の課題が生じていた。また、現在の応急危険度判定の実施体制の多くは、都道府県経由で民間団体等に支援を要請することから、初動対応に遅れが生じるため、迅速に地元判定士の協力を得るための市町村独自の体制づくりが全国各地で進められている。

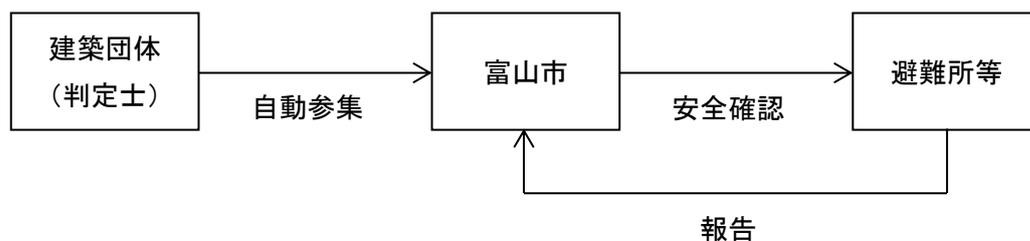
このことから、本市においても、一般家屋等の応急危険度判定を除く、避難所等の応急危険度判定等の安全確認や建築物の復旧に関する建築相談等について、建築士の団体と協定を締結し、支援協力を得るもの。

1. 締結対象団体（3団体）

- ・公益社団法人 富山県建築士会
- ・一般社団法人 富山県建築士事務所協会
- ・公益社団法人 日本建築家協会北陸支部富山地域会

2. 支援協力の内容

《発生直後》



- ・震度6弱以上の地震が発生した場合、市からの依頼なく、富山市役所へ自動参集
- ・参集時に周辺地域の被災状況、避難経路の状況などの情報を収集し、報告
- ・参集後、避難所等の応急危険度判定など、安全確認を実施

《発生から数日後》

- ・市民等から寄せられる被災建築物の復旧等に対する相談業務に従事